

福祉村警備業務処理要領

この要領は、業務の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、受託者が必要と認めた業務もしくは、甲が管理上必要と認めた業務は委託料の範囲内で実施するものとする。

1 委託業務

福祉村（岩見沢市栗沢町最上350-1）の警備業務

2 委託業務時間

委託契約に基づき乙が業務を処理すべき時間帯は、次のとおりとする。

（1）平日は、17時30分から翌日の8時45分までとする。

（2）土・日・祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）の休日は、8時45分から翌日の8時45分までとする。

3 常駐人数

常時2名とする。

4 委託業務の内容

委託契約に基づき乙が処理すべき業務は、概ね次のとおりとする。

（1）不法侵入者、挙動不審者の取締に関すること。

（2）時間外における出入者の確認に関すること。

（3）各室の鍵の保管及び受渡しに関すること。

（4）福祉村利用者金銭管理規定に定める「個室金庫管理利用者の休日等における現金取扱要領」に基づく対応。（別記2-3）

（4）文書、物品、電報等の受付、電話の取次ぎに関すること。

（5）時間外における施設内玄関等の開閉に関すること。

（6）遺失物及び拾得物の受付に関すること。

（7）福祉村各棟および農場の巡回点検に関すること。

①乙は、予め、別表1「巡回箇所一覧」により巡回経路及び巡回時間等の警備業務実施計画書を作成し、甲の承認を得なければならない。警備業務実施計画を変更しようとする場合も同様とする。

②乙は、前号により甲の承認を得た警備業務実施計画で定めた所定の時間、経路により3回以上施設内外の巡回を実施するものとする。

③乙は、巡回する場合は巡回時計を携行し、巡回鍵によりその時刻を記録して甲に提出するものとする。

- ・巡回時間は次の通りとし下記時間の範囲内で警備業務実施計画に巡回時間を定めるところとする。但し、巡回時間及び開始時間を変更する場合がある。

1回目 18:30～19:30

2回目 21:00～23:00

3回目 05:30～06:30

- ・巡回における重点事項は、概ね次のとおりとする。

ア 施錠の確認

イ 電気、ガス設備の点検

ウ 消灯状況の確認

エ タバコの吸殻等の消火状況の確認

オ 福祉村各棟および敷地内の保管物件の監視

カ その他防災、防犯上必要と認められる事項

キ 甲又は、その担当職員が特に必要があると認めて指示する事項

(8) 非常災害時における連絡等に関すること

①乙は、福祉村又は付近に火災その他の非常災害が発生したときは、臨機の処置を講ずるとともに、次により連絡しなければならない。

ア 火災及び人身災害の場合は、消防署（火災報知器による自動通報の逆信電話への対応または電話１１９番）に速報すると共に、業務担当職員に報告し、その指示を受けること。

イ 盗難、暴力破壊等の場合は、警察（非常通報装置または電話１１０番）に通報すると共に、業務担当職員に報告し、その指示を受けること。

ウ 災害発生の恐れのある場合は、業務担当職員に報告し、その指示を受けること。

②乙は、非常災害時の対処に必要な通報機器の扱い及び行動規範について、必要な研修、訓練を受けなければならない。

(9) その他甲が特に必要があると認めて指示する事項。

(10) 文書等の受付、連絡

①到着した文書は、すべて封皮のまま業務担当職員に引き継ぐものとする。

②急を要する文書（電報及び速達郵便等）を受付したときは、速やかに、業務担当職員に連絡し、その指示を受けるものとする。

③電話等で受理した事項は、警備日誌に記録のうえ業務担当職員の点検を受けるものとする。但し緊急を要する事項については、遅滞なく業務担当職員に連絡し、その指示を受けるものとする。

5 業務委託の報告

(1) 乙は毎日８時４５分までに前日の業務に関し、別紙警備日誌により甲に報告しなければならない。

(2) 乙は、次の各号に上げる事実の生じたときは、直ちにその旨を業務担当職員に報告し、その指示に従うものとする。

①要領で定める方法以外の方法により、委託業務を処理する必要があると認められるとき。

②委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

6 その他の事項

(1) 甲は、乙が委託業務を処理するために要する室を指定し及び当該室に備える別表に掲げる備品を乙に無償で供与するものとする。

(2) 委託業務の処理に必要な器具及び消耗品は、乙の負担とする。

別表 1

巡回箇所一覧

NO	巡 回 箇 所	管 理 区 域
1	診療室	管理棟
2	厨房事務室	管理棟
3	北棟熱交換室前	北 棟
4	作業所地下玄関	作業所
5	作業棟旧陶芸室	作業所
6	西B棟	西 棟
7	西A棟	西 棟
8	南棟熱交換室前	南 棟
9	東棟階段上洗濯室	東 棟
1 0	東棟電話室	東 棟
1 1	休憩室	管理棟
1 2	会議室	管理棟
1 3	東新棟玄関	東新棟
1 4	体育館玄関	体育館
1 5	農場詰め所・温室	農場（野外）

この表は、巡回経路を示すものではないので、巡回経路等については警備業務実施計画書を作成すること。

別表 2

貸与備品一覧

品 名	数 量
ロッカー	2 個
折り畳みベッド	2 台
寝具	2 組
懐中電灯	1 個

北海道社会福祉事業団福祉村 警備業務 巡回箇所配置図

